

徳島県規則第49号

徳島県来庁者駐車場管理規則を次のように定める。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県来庁者駐車場管理規則

(趣旨)

第1条 徳島県行政財産使用料条例（昭和39年徳島県条例第11号。以下「条例」という。）第3条第4項第2号に規定する来庁者駐車場（以下単に「来庁者駐車場」という。）の管理については、徳島県庁舎等管理規則（昭和45年徳島県規則第22号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(来庁者駐車場)

第2条 条例第3条第4項第2号の規則で定める駐車場は、本庁舎来庁者駐車場とする。

(使用時間)

第3条 来庁者駐車場に自動車を入場させることができる時間及び来庁者駐車場から自動車を出場させることができる時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、庁舎管理責任者（徳島県庁舎等管理規則第4条第1項に規定する庁舎管理責任者をいう。以下同じ。）は、必要がある場合には、前項に規定する時間を変更することができる。

(駐車することができる自動車)

第4条 来庁者駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（長さ5メートル以下、幅1.9メートル以下及び高さ2.7メートル以下のものに限る。）とする。ただし、庁舎管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用の手続)

第5条 自動車を駐車するため来庁者駐車場を使用しようとする者は、来庁者駐車場に自動車を入場させる際に、駐車券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により駐車券の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が来庁者（条例第3条第4項第2号に規定する来庁者をいう。以下同じ。）以外の者である場合には、当該駐車券の交付を受けた時に、来庁者駐車場の使用について地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けたものとみなす。

(使用料の納付の時期及び方法)

第6条 使用者（来庁者を除く。）は、使用料の全額を、来庁者駐車場から自動車を出場させる際に現金で支払う方法その他知事が定める方法により、納付しなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 来庁者駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車を損傷し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の自動車の駐車又は通行を妨げないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) みだりに騒音を発しないこと。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、来庁者駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(使用者に対する指示等)

第8条 庁舎管理責任者は、来庁者駐車場の適正な管理のために必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をすることができる。

- 2 使用者がこの規則の規定に違反したとき又は前項の規定による指示に従わなかったときは、庁舎管理責任者は、当該使用者に対し、来庁者駐車場からの退去その他来庁者駐車場の管理上必要な措置を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、来庁者駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。